

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A

No	区 分	質 問	回 答	備 考
1	障害者の範囲の見直し	インタフェース仕様書(共通編)のコード一覧(14ページ)の項番5障害区分コードに「05:難病等対象者」が追加されたが、身体障害者で難病の場合、「01:身体障害者」、または「05:難病等対象者」のどちらを設定すればよいのか。	主たる障害種別を設定する。 なお、統計については、設定された障害種別に応じて集計されることとなる。	システム担当者説明会資料 (平成25年3月4日開催)
2	その他	インタフェース仕様書(市町村編)の受給者異動連絡票情報(支給決定情報)(18-1ページ)の※4に「なお、開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定する。」が追記されたが、受給者異動連絡票情報(基本情報)の計画相談支援情報に有効期間(開始年月日及び終了年月日)を設定する項目があるが、そこらには記載がない。基本情報と支給決定情報では、年月日の設定の考え方が異なるのか。	インタフェース仕様書(市町村編)の記載誤り。受給者異動連絡票情報(基本情報)においても、同様の取扱いとなる。	システム担当者説明会資料 (平成25年3月4日開催)
3	その他	インタフェース仕様書(都道府県編)事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の有無」が追記されているが、現在の報酬告示には都道府県知事への届け出が必要とは記載されていない。平成25年4月より届け出が必要となるのか。	移行準備支援体制加算(Ⅱ)については、平成25年4月以降も届け出の必要はない。インタフェース仕様書の記載誤り。正しくは、別添1のとおりである。なお、平成25年3月4日開催「障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会」資料の12ページに記載されている「PB31」及び「PU17」の点検については、システムでは行われなため、これまでどおり市町村審査で確認いただきたい。	平成25年3月26日付 事務連絡
4	その他	共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所に併設して短期入所事業を実施している場合、事業所台帳(サービス情報)の設定はどのようになるか。	平成25年4月より、事業所台帳(サービス情報)に「主たる事業所サービス種類コード2」を追加している。当該事業所については、「主たる事業所サービスコード1」及び「主たる事業所サービスコード2」に、それぞれ「31:共同生活介護」、「33:共同生活援助」を設定することになる。 なお、事業所台帳(サービス情報)の「主たる事業所サービス種類コード」について、別添2「主たる事業所サービス種類コード」の設定例についてのとおりとりまとめたので、参考にされたい。	新規
5	障害者の範囲の見直し	平成25年3月29日付事務連絡「介護給付費等の支給関係に係る様式例について」でお示した様式例のうち、「様式11号:障害福祉サービス受給者証」及び「様式第12号:地域相談支援受給者証」について、障害種別に「4」、「5」が追加されているが、具体的に「4」を選択する場合、「5」を選択する場合を教えてください。	受給者証を交付するシステムと国保連合会に受給者情報を提供するシステムとが連動していない場合は障害種別欄に「4」を、連動している場合は「5」を選択いただきたい。	新規

6	その他	<p>「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」の一部改正について(平成25年3月29日 障発0329第18号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、ホームヘルパー2級課程・3級課程が、それぞれ「居宅介護職員初任者研修課程」及び「障害者居宅介護従業者基礎研修課程」に変更されている。これに伴い、システム上ではどのように請求すれば良いか。</p>	<p>システム上では、当面の間、「障害者居宅介護従業者基礎研修課程」を「3級ヘルパー等により行われた場合」に読み替えて請求するものとする。</p>	新規
---	-----	---	---	----